

有床診療所等のスプリンクラー整備状況調査について（作業要領）

○調査対象

「有床診療所等のスプリンクラー等整備状況調査について（依頼）」（令和5年9月1日付け厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室事務連絡）（以下「前回調査」という。）に基づき貴都道府県から報告のあった施設。なお、前回調査とは別途、スプリンクラー未設置の施設を把握している場合は、当該施設についても調査対象に加えること。

○調査基準日

令和6年7月1日現在の状況を記載すること。

○「医療機関名」

医療機関名を正式名称で記載すること。なお、一つの医療機関につき一行で記載すること。

○「医療機関コード」

医療機関コードを10桁で記載すること。（助産所の場合は999999999と入力すること）

（参考）

医療機関コードは、健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第1項の規定により保険医療機関として指定された病院等に付される番号です。

「都道府県番号」＋「点数表番号」＋「医療機関コード」（10桁の番号）を記載してください。

医療機関コードは、各地域を管轄している地方厚生（支）局のホームページで確認可能です。

都道府県 番号		点数表 番号		医療機関 コード					

<地方厚生（支）局URL>

【北海道】URL：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/code_ichiran.html

【東北】URL：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/itiran.html

【関東信越】URL：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/shitei.html>

【東海北陸】URL：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00287.html

【近畿】URL：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/tyousa/shinkishitei.html>

【中国四国】URL：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/chousaka/iryoukikanshitei.html>

【四国】URL：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei/index.html

【九州】URL：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/index_00006.html

○「許可病床数」

医療機関の許可病床数（入所施設数）を記載すること。

○「開設者種別」

開設者について、以下の区分より回答を選択すること。

- 1：公立
- 2：公的
- 3：民間

○「医療機関の種類」

医療機関の種類について、以下の区分より回答を選択すること。

- 1：病院
- 2：有床診療所
- 3：助産所

○「スプリンクラー等設置の有無」

消防法に適合するためのスプリンクラー等設置に関する状況について、以下の区分より回答を選択すること。

- 1：調査基準日までの間に設置済
- 2：調査基準日以降、令和6年度中に設置予定
- 3：令和7年4月～6月に設置予定
- 4：設置予定無し

○「補助金申請予定の有無」

(※スプリンクラー等設置の有無で「2 調査基準日以降、令和6年度中に設置予定」又は「3 令和7年4月～6月に設置予定」を選択した場合に記載)

- 1 : 申請予定有り
- 2 : 申請予定無し
- 3 : 申請済

○「消防法に適合するためにスプリンクラー等を整備する予定の延床面積(m²)」(※補助金申請予定の有無が「1 申請予定有り」の場合に記載)

消防法に適合するためにスプリンクラー等を整備する予定の箇所の延床面積を記載すること。延床面積の記載にあたっては、住居部分等、医療機関以外の部分の面積は除くこと。

○「スプリンクラー等を設置しない理由」

(※スプリンクラー等設置の有無が「4 設置予定無し」の場合に記載)

スプリンクラー等を設置しない理由を自由記載してください。なお、設置義務の経過措置期間は令和7年6月末であることに留意してください。